高校生等医療費助成制度(マル青)が始まりました

高校生等に係る医療費を助成します(令和5年4月~)

- ◆ 高等学校の就学期(15歳の4月1日から18歳の3月31日)にある方の 医療費が対象です。高校在学中か否かを問いません。
- ◆ 高校生等を養育する方が申請者(対象者)となります。
- ◆ 高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人が申請者 となることができます(子ども子育て支援課が状況を確認します)。

通院負担 有(200円)

証

릙

医 療

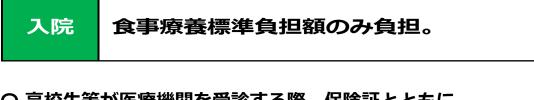
東京都〇〇区(市町村)長

交付年月日

- ※高校生等が以下の状況にある時は、対象になりません。
 - 国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
 - 生活保護を受けている場合 **(2**)
 - 児童福祉施設等に措置により入所している場合

く窓口負担について>

通院	通院1回につき最大200円負担。 調剤と訪問看護は、窓口負担はありません。
入院	食事療養標準負担額のみ負担。



〇 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともに マル青の医療証を提示してください。

(一部、償還払いとなる医療機関等もあります。)

- 〇医療証は毎年10月1日に更新となります。
- 〇差額ベッド代、健康診断、予防注射など医療保険の対象にならないものは助成でき ません。
- 〇学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済

給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりません(医療証は使えません)。 詳細は市ホームページ(検索番号1029281) をご覧ください。

制度に関するお問合せは下記まで。 国分寺市 子ども家庭部子ども子育て支援課 手当助成係(電話 042-325-0111内線384)